

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大垣市

2 構造改革特別区域の名称

大垣市幼保一体化運営特区

3 構造改革特別区域の範囲

大垣市の全域

4 構造改革特別区域の特性

大垣市は、文教都市としての伝統を受け継ぎ、自己実現を図る体系的な学習体制を整備し、個性・創造性・人間性あふれた人づくりを進めている。

幼児・義務教育では、保育園・幼稚園・学校、家庭、地域社会が連携を深め、特色ある教育活動の推進に努めるとともに、開かれた学校づくりを目指している。

人口状況としては、平成16年4月1日現在153,737人であり、そのうち、0歳～5歳児の就学前児童数は、9,301人で総人口の6.05%である。就学前児童数の推移を見ると、平成2年には9,943人、平成7年9,356人、平成12年9,536人と、14年前と比較すると642人減少し、管内人口が横ばいで推移する中、就学前児童数は減少傾向にあり、少子化が進行している状況であるといえる。

このうち、幼稚園入園者数の推移を見ると平成2年2,013人、平成7年1,697人、平成12年1,550人、平成16年1,517人と推移し、14年前より496人の減で幼稚園就園者数は、24.6%の減少となっており、就学前児童数の減少に伴い、特に公立幼稚園は、小規模化し多様な保育ができにくい状況になってきている。

一方、保育所の入園者数の推移を見ると、平成2年2,758人、平成7年2,738人、平成12年3,051人、平成16年3,265人と推移し、14年前と比較すると、507人の増で保育所就園者数は、18.4%の増加となっている。

また、核家族化並びに女性の社会進出及び就業形態の多様化が進み、幼稚園での複数年保育、留守家庭教室（学童保育）及び保育所での延長保育、乳児保育等、保護者ニーズに対応する子育て支援は、ますます多様化している。

こうした状況下のなか、築後30年を経過し、老朽化の進む公立保育所施設の増加など、保育、幼児教育を取り巻く環境や少子化に対する施策が、重要な課題となっており、費用対効果など行財政改革の流れの中で、時代に即応した新しい保育、幼児教育施設の再構築が問われている。

5 構造改革特別区域計画の意義

当市の少子化や核家族化が進む地区においては、近い将来子どもの育ち合いの環境を確保することが困難になり、幼児の社会性を育むうえで課題が生じてくることが考えられる。そのため、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく施設を創設し、特区として幼稚園児と保育所児の合同活動が容認されれば、集団保育の規模の適正化が図られ、カリキュラムの工夫により、幼稚園と保育所の良いところを併せ持ち、幼児の成長に沿った教育・保育環境づくりができ、幼児の社会性を涵養することができる。しかも、就学前児童の年令の発達に応じた教育を継続的に行うことができ、小学校に入るまでの保育・教育の一貫性が図られる。さらに地域のニーズが高い複数年幼児教育を実施することができるとともに、保育所の幼児についても、幼児教育が受けられる。

また、保護者の就労状況や家庭環境等の相違により、幼稚園、保育所と異なった施設への入所にとらわれることなく、同年齢の幼児を同じ保育室で合同保育することにより、同じ就学前児童として、同質で同様の保育と幼児教育の機会を保障することができる。このことにより、幼稚園と保育所の就学前教育の差に対する保護者の不安を解消させることができ、女性の社会進出の手助けとなるとともに、保護者同士の共通の話題が多くなり、交流が今まで以上に容易にできるようになり、地域の活発化につながる。さらには、当地区の成果を全市的また全国的な構造改革へ波及する効果も期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

当市では、少子化が進む状況のなか、21世紀を担う子どもの育みにふさわしい保育・幼児機関を検討した結果、今後少子化が進む地区において、幼稚園と保育所を一体的に運営する保育、幼児教育施設（仮称：幼保園）を創設し、その施設において、特区により、幼稚園児と保育所児の合同活動を行うことが容認されることにより、就学前児童に対して同じ場所、年齢別、同質で同様の教育・保育の機会を保障し、幼児教育の充実を図っていくという方針を打ち出した。すなわち、適正規模で合同活動することにより、集団の中で、幅広い体験・遊び・レッスン等を通じて、就学前に必要な幼児の豊かな社会性を涵養することができる。又、保護者の保育に欠ける、欠けないとする就労状況等家庭環境の相違から異なった施設に区別することなく、年齢別で、同じ場所で合同保育することにより、幼稚園と保育所の就学前教育の差に対する保護者の不安等を解消させることができ、子育てに対する支援となり女性の社会参加、地域の活性化にもつなげていきたい。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

同じ地区の幼児でありながら、保護者の就労状況や家庭環境等の相違により、異なる施設（幼稚園と保育所）に分かれ、幼稚園は教育、保育所は児童福祉の視点で異なる活動をしていたが、特区として合同活動が容認されれば、同年齢と一緒に活動や遊びをすることができるようになり、幼児同士の交流が増え、小学校入学後も円滑な行動が期待できる。

今回の特区において、合同活動が可能となる地区は2地区である。その幼児数の合計は、平成16年度は、5歳児92名（幼稚園74名、保育所18名）、4歳児94名（幼稚園20名、保育所74名）3歳児68名（幼稚園19名、保育所49名）となっていたが、平成17年度は、5歳児108名（幼稚園66名、保育所42名）4歳児96名（幼稚園37名、保育所59名）3歳児90名（幼稚園38名、保育所52名）が、合同活動を行う。幼児数は減少傾向にはあるが、これからはこの2地区において280名から300名の幼児が合同活動をすることができるの見込んでいる。

また、少子化により集団保育の適正規模が危ぶまれている幼児施設において、幼稚園児と保育所児との合同活動を行うことで、規模の適正化が図られるとともに、保護者の多様なニーズに対応したサービスを可能とするとともに、保育所及び幼稚園が同じ地域の中で共存共栄できる一体的な施設として、又既存の建物及び土地の活用並びに教職員の人事交流等を通じて、費用対効果の向上及び子育て支援強化が図られる。将来的には、この新たな幼保一体化運営施設（仮称：幼保園）の取り組みについて、広報活動を通じてこの施設のメリット等をPRし、市全域において、少子化が進む地域から順次この幼保一体化運営施設の導入を図りながら、幼稚園と保育所の統合を推進することにより、子育て支援強化が全市的な広がりとなる。

8 特定事業の名称

- 807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業
- 914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業
- 823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業
- 921 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業
- 831 保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に、関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特定事業を進めるに際して、綾里地区にあるあやさと保育園の一部を財産処分により幼稚園に転用し、「幼稚園及び保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく施設とする予定であり、赤坂地区にある幼稚園舎と保育園舎は隣接しているため両方の園舎を通路で繋ぎ「幼稚園及び保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく施設とする準備を進めている。

また、幼保合同保育を実施することに伴い、保育内容について、幼稚園と保育園の整合性を図った幼保園（仮称）の年間指導計画を作成し、月間カリキュラムも平成17年1月までに作成する準備をしている。さらに、幼稚園教諭と保育士との合同研修を実施し、職員の質的向上を図っていく。

あわせて、教育委員会の幼稚園事務を市長部局に補助執行させることにより、行政窓口が一本化され、対保護者に迅速な事務処理と幼児個々の適正な処遇の向上、保育ニーズへの柔軟な対応が可能となり、保育サービスの向上が図られることが期待できる。また、保育、幼児教育施設の再編・再構築の過程において、円滑な事業の推進と事務の効率化、幼稚園・保育所職員の意思の疎通が滑らかになるなど、事業推進に大きく寄与すると考えられる。

別紙

1 特定事業の名称

番号 807

名称 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主 体 大垣市

区 域 大垣市全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設

赤坂幼稚園

綾里幼稚園

5 当該規制の特例措置の内容

当市の少子化や核家族化が進む地区においては、近い将来子どもの育ち合いの環境を確保することが困難になり、幼児の社会性を育むうえで課題が生じてくることが考えられる。そのため、幼稚園と保育所の一体化運営施設の創設により、集団保育の規模の適正化を図ることとした。しかし、本市が行財政改革に取り組んでいる現時点においては、幼稚園と保育所の一体化運営施設を新設することは難しく、現行施設を最大限活用することとなった。そこで、同地区にある既存の幼稚園と保育所を、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく施設として創設し直し、特区として幼稚園児と保育所児の合同活動が容認されれば、適正な規模の集団保育をすることができ、また、カリキュラムの工夫により、幼稚園と保育所の良いところを併せ持ち、幼児の成長に沿った教育・保育環境づくりができ、幼児の社会性を涵養し健全な発達へと繋がるものである。

資料1・・・合同保育室の状況

(合同保育室の面積、定員、合同保育実施人数、職員配置等)

資料2・・・年間指導計画、月間カリキュラム

資料2-2・・・児童の一日の日課

資料3・・・共用部分按分管理表

資料4・・・施設利用図（現行）

資料5・・・施設利用図（認定後）

（資料1～5：省略）

別紙

1 特定事業の名称

番号 914

名称 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主 体 大垣市

区 域 大垣市全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設

赤坂保育園

赤坂地区にある幼稚園舎と保育園舎は、隣接しているので両方の園舎を渡り廊下で繋ぎ、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく施設とし、特例措置が容認されれば、それぞれの保育室を利用して、年齢別の合同活動を実施し、一体的に運営するもの。

あやさと保育園

保育所の一部を財産処分により幼稚園に転用し、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく施設とし、特区として「823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」「921 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」「831 保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業」の特例措置が容認されれば、それぞれの保育室を利用して、年齢別の合同活動を実施し、一体的に運営するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

当市の少子化や核家族化が進む地区においては、近い将来子どもの育ち合いの環境を確保することが困難になり、幼児の社会性を育むうえで課題が生じてくることが考えられる。そのため、幼稚園と保育所の一体化運営施設の創設により、集団保育の規模の適正化を図ることとした。しかし、本市が行財政改革に取り組んでいる現時点においては、幼稚園と保育所の一体化運営施設を新設することは難しく、現行施設を最大限活用する

こととなった。そこで、同地区にある既存の幼稚園と保育所を、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく施設として創設し直し、特区として幼稚園児と保育所児の合同活動が容認されれば、適正な規模の集団保育をすることができ、また、カリキュラムの工夫により、幼稚園と保育所の良いところを併せ持ち、幼児の成長に沿った教育・保育環境づくりができ、幼児の社会性を涵養し健全な発達へと繋がるものである。

なお、合同活動を行なう保育室は「9 2 1 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」の特例措置を受けることにより、保育所の3歳から5歳児の保育室を幼稚園と共用化することになる。また、幼児の保育・教育に直接従事する職員は保育士資格と幼稚園教諭免許を併有しており、児童福祉施設最低基準第33条第2項の規定に順じて配置し、特区認定に合わせ兼務辞令を発令することを予定している。保育室における児童一人当たりの面積及び職員配置については、どちらの施設も児童福祉施設最低基準を満たしている。（資料1参照）

合同活動の内容については、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿ったものであり、構造改革特別区域計画の申請認定に併せて、整合性を図った年間指導計画を作成しているところである。（資料2参照）

資料1・・・合同保育室の状況

（合同保育室の面積、定員、合同保育実施人数、職員配置等）

資料2・・・年間指導計画、月間カリキュラム

資料2 - 2・児童の一日の日課

資料3・・・共用部分按分管理表

資料4・・・施設利用図（現行）

資料5・・・施設利用図（認定後）

（資料1～5：省略）

別紙

1 特定事業の名称

番号 823

名称 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園及び保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主 体 大垣市

区 域 大垣市全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設

綾里幼稚園

保育所の一部を財産処分により幼稚園に転用し、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく施設とし、特区として「823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」「921 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」「831 保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業」の特例措置が容認されれば、それぞれの保育室を利用して、年齢別の合同活動を実施し、一体的に運営するもの。

あやさと保育園

保育所の一部を財産処分により幼稚園に転用し、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく施設とし、特区として「823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」「921 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」「831 保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業」の特例措置が容認されれば、それぞれの保育室を利用して、年齢別の合同活動を実施し、一体的に運営するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

当市の少子化や核家族化が進む地区においては、近い将来子どもの育ち合いの環境を確保することが困難になり、幼児の社会性を育むうえで課題が生じてくることが考えられる。そのため、幼稚園と保育所の一体化運営施設の創設により、集団保育の規模の適正化を図ることとした。しかし、本市が行財政改革に取り組んでいる現時点においては、

幼稚園と保育所の一体化運営施設を新設することは難しく、現行施設を最大限活用することとなった。そこで、同地区にある既存の幼稚園と保育所を、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく施設として創設し直し、特区として幼稚園児と保育所児の合同活動が容認されれば、適正な規模の集団保育をすることができ、また、カリキュラムの工夫により、幼稚園と保育所の良いところを併せ持ち、幼児の成長に沿った教育・保育環境づくりができ、幼児の社会性を涵養し健全な発達へと繋がるものである。

このことにより、同じ地区に在住しているすべての就学前児童は、年齢別で、同質で同様な保育、教育の機会が保障されることになり、適正規模の集団のなかで、幼児の社会性を涵養し心身の健全な育成を助長することができる。また地域住民の強い要望のあった3歳児からの幼稚園児の受け入れも可能になり、保護者ニーズに応えることができる。

なお、合同活動を行なう保育室は「8 2 3 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」「9 2 1 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」の特例措置を受けることにより、幼稚園と保育所の3歳から5歳児の保育室は、共用化されることになる。幼児の保育・教育に直接従事する職員は保育士資格と幼稚園教諭免許を併有しており、児童福祉施設最低基準第33条第2項の規定に順じて配置し、特区認定に合わせ兼務辞令を発令する予定している。保育室における児童一人当たりの面積及び職員配置については、どちらの施設も児童福祉施設最低基準を満たしている。(資料1参照)

合同活動の内容については、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿ったものであり、構造改革特別区域計画の申請認定に併せて整合性を図った年間指導計画を作成しているところである。(資料2参照)

資料1・・・合同保育室の状況

(合同保育室の面積、定員、合同保育実施人数、職員配置等)

資料2・・・年間指導計画、月間カリキュラム

資料2-2・・・児童の一日の日課

資料3・・・共用部分按分管理表

資料4・・・施設利用図(現行)

資料5・・・施設利用図(認定後)

(資料1～5：省略)

別紙

1 特定事業の名称

番号 921

名称 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の保育所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主 体 大垣市

区 域 大垣市全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設

あやさと保育園

保育所の一部を財産処分により幼稚園に転用し、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく施設とし、特区として「823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」「921 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」「831 保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業」の特例措置が容認されれば、それぞれの保育室を利用して、年齢別の合同活動を実施し、一体的に運営するもの。

綾里幼稚園

保育所の一部を財産処分により幼稚園に転用し、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく施設とし、特区として「823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」「921 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」「831 保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業」の特例措置が容認されれば、それぞれの保育室を利用して、年齢別の合同活動を実施し、一体的に運営するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

当市の少子化や核家族化が進む地区においては、近い将来子どもの育ち合いの環境を確保することが困難になり、幼児の社会性を育むうえで課題が生じてくることが考えられる。そのため、幼稚園と保育所の一体化運営施設の創設により、集団保育の規模の適正化を図ることとした。しかし、本市が行財政改革に取り組んでいる現時点においては、

幼稚園と保育所の一体化運営施設を新設することは難しく、現行施設を最大限活用することとなった。そこで、同地区にある既存の幼稚園と保育所を、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく施設として創設し直し、特区として幼稚園児と保育所児の合同活動が容認されれば、適正な規模の集団保育をすることができ、また、カリキュラムの工夫により、幼稚園と保育所の良いところを併せ持ち、幼児の成長に沿った教育・保育環境づくりができ、幼児の社会性を涵養し健全な発達へと繋がるものである。

このことにより、同じ地区に在住しているすべての就学前児童は、年齢別で、同質で同様な保育、教育の機会が保障されることになり、適正規模の集団のなかで、幼児の社会性を涵養し心身の健全な育成を助長することができる。また地域住民の強い要望のあった3歳児からの幼稚園児の受け入れも可能になり、保護者ニーズに応えることができる。

なお、合同活動を行なう保育室は「8 2 3 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」「9 2 1 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」の特例措置を受けることにより、幼稚園、保育所の3歳から5歳児の保育室は共用化されることになる。幼児の保育・教育に直接従事する職員は保育士資格と幼稚園教諭免許を併有しており、児童福祉施設最低基準第33条第2項の規定に順じて配置し、特区認定に合わせ兼任辞令を発令する予定している。保育室における児童一人当たりの面積及び職員配置については、どちらの施設も児童福祉施設最低基準を満たしている。(資料1参照)

合同活動の内容については、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿ったものであり、構造改革特別区域計画の申請認定に併せて整合性を図った年間指導計画を作成しているところである。(資料2参照)

資料1・・・合同保育室の状況

(合同保育室の面積、定員、合同保育実施人数、職員配置等)

資料2・・・年間指導計画、月間カリキュラム

資料2-2・・・児童の一日の日課

資料3・・・共用部分按分管理表

資料4・・・施設利用図(現行)

資料5・・・施設利用図(認定後)

(資料1～5：省略)

別紙

1 特定事業の名称

番号 831

名称 保育所と合同活動を行なう場合の幼稚園の面積基準の特例事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主 体 大垣市

区 域 大垣市全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設

綾里幼稚園

保育所の一部を財産処分により幼稚園に転用し、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく施設とし、特区として「823 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」「921 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」「831 保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業」の特例措置が容認されれば、それぞれの保育室を利用し、年齢別の合同活動を実施し一体的に運営するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

当市の少子化や核家族化が進む地区においては、近い将来子どもの育ち合いの環境を確保することが困難になり、幼児の社会性を育むうえで課題が生じてくることが考えられる。そのため、幼稚園と保育所の一体化運営施設の創設により、集団保育の規模の適正化を図ることとした。しかし、本市が行財政改革に取り組んでいる現時点においては、幼稚園と保育所の一体化運営施設を新設することは難しく、現行施設を最大限活用することとなった。そこで、同地区にある既存の幼稚園と保育所を、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく施設として創設し直し、特区として幼稚園児と保育所児の合同活動が容認されれば、適正な規模の集団保育をすることができ、また、カリキュラムの工夫により、幼稚園と保育所の良いところを併せ持ち、幼児の成長に沿った教育・保育環境づくりができ、幼児の社会性を涵養し健全な発達へと繋がるものである。

このことにより、同じ地区に在住しているすべての就学前児童は、保育室の相互利用により、同質で同様な保育、教育の機会が保障されることになり、適正規模の集団のなかで、幼児の社会性を涵養し心身の健全な育成を助長することができる。また地域住民の強い要望のあった3歳児からの幼稚園児の受け入れも可能になり、保護者ニーズに応えることができる。

なお、合同活動を行なう保育室は「8 2 3 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」「9 2 1 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業」の特例措置を受けることにより、幼稚園、保育所の3歳から5歳児の保育室は共用化されることになる。幼児の保育・教育に直接従事する職員は保育士資格と幼稚園教諭免許を併有しており、児童福祉施設最低基準第33条第2項の規定に順じて配置し、特区認定に合わせ兼任辞令を発令する予定している。保育室における児童一人当たりの面積及び職員配置については、どちらの施設も児童福祉施設最低基準を満たしている。(資料1参照)

合同活動の内容については、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に沿ったものであり、構造改革特別区域計画の申請認定に併せて整合性を図った年間指導計画を作成しているところである。(資料2参照)

資料1・・・合同保育室の状況

(合同保育室の面積、定員、合同保育実施人数、職員配置等)

資料2・・・年間指導計画、月間カリキュラム

資料2-2・・・児童の一日の日課

資料3・・・共用部分按分管理表

資料4・・・施設利用図(現行)

資料5・・・施設利用図(認定後)

(資料1～5：省略)